

# 兵庫県ノンステップバス・UDタクシー導入推進協議会 設置要綱

## (目的及び名称)

第1 公共交通機関において、全ての利用者の移動に係る利便性及び安全性の向上並びにバリアフリー化の促進等を図るために計画等について協議、調整を行うため、兵庫県ノンステップバス・UDタクシー導入推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく生活交通改善事業計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

## (組織)

第3 協議会の構成員は、別表に定めるものとする。

2 協議会の会長は、兵庫県まちづくり部都市政策課長とする。

## (任期)

第4 協議会の構成員の任期は、本協議会で作成する計画に基づく事業が終了したときまでとする。

## (会議)

第5 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長をその議長とする。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 協議会の会議は、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用し、又は書面により協議会の構成員の意見を聞くことにより開催することができる。

## (事務局)

第6 協議会の事務は、兵庫県まちづくり部都市政策課において行う。

## (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和8年1月15日から適用する。

別表（第3関係）

区分	構成員
国	神戸運輸監理部兵庫陸運部長
県	兵庫県まちづくり部都市政策課課長
関係市町	神戸市福祉局障害福祉課課長（社会参加促進担当）
	尼崎市都市整備局交通戦略推進担当課長
	西宮市政策局都市計画部交通政策課長
	伊丹市都市交通部交通政策課長
	三田市都市整備部交通政策課長
	明石市都市局都市整備室都市総務課長
	加古川市都市計画部都市計画課長
	姫路市都市局交通計画部地域公共交通課長
	神姫バス株式会社 バス事業部長
交通事業者・ 交通施設管理者等	みなど観光バス株式会社 代表取締役社長
	一般社団法人兵庫県タクシー協会 専務理事